

# マネージドセキュリティサービス（VSR・VMR）契約約款

## 第1章 総則

### 第1条（約款の適用）

この約款は、ビッグロブ株式会社（以下「当社」といいます。）が法人向けに「BIGLOBEマネージドセキュリティサービス（VSR・VMR）」の名称で提供する、第4条第11号所定の本サービスの利用に関し適用されます。

2 当社が本サービスの円滑な適用を図るため、必要に応じて契約者に通知（当社所定のウェブページ等に掲示することを含み、以下同様とします。）する諸規定は、この約款の一部を構成するものとします。

3 契約者は、この約款を誠実に遵守するものとします。

### 第2条（約款の変更）

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法により契約者に通知することにより、この約款を変更することができるものとします。この場合、料金その他の提供条件は、変更後のマネージドセキュリティサービス（VSR・VMR）契約約款によります。

2 前項の予告期間内に、第20条に基づく本サービス契約の解除の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき契約者による承諾があったものとみなします。

### 第3条（協議）

この約款に記載のない事項で本サービスの提供の上で必要な細目事項については、契約者と当社との協議によって定めます。

### 第4条（用語の定義）

この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
①電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
②電気通信回線	電気通信設備たる回線
③電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
④本サービス用通信回線	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（以下「事業法」という。）第2条第5号所定の電気通信事業者から、本サービスに関する当社の提携先であるバリオセキュア株式会社およびその委託先（併せて以下「提携先」といいます。）がその判断により提供を受ける電気通信回線
⑤本サービス用設備	提携先がその判断により設置する、本サービス用通信回線に接続された電気通信設備
⑥本サービス用システム	本サービス用通信回線および本サービス用設備
⑦本サービス契約	この約款に従い当社から本サービスの提供を受けるための契約
⑧契約者	この約款に従い当社との間で本サービス契約が成立している者
⑨管理者	その者による本サービスの利用が契約者による本サービスの利用を構成することとなるとともに、当該契約者による本サービスの利用のため必要となる管理機能に係る当社所定のサービスであって本サービスの一部を構成するもの（以下「管理サービス」といいます。）を利用してこの約款に定める管理業務を当該契約者のために行う者であって、当該契約者の指定に係る役員、従業員その他の者
⑩セキュリティ装置	本サービス用設備のうち、本サービスの提供のために当社のデータセンター内または契約者の事業所内に設置し、本サービスの適用対象と

	なる契約者のサーバーコンピュータ等の機器に接続する必要がある、ネットワークセキュリティサービスを提供するための装置
⑪本サービス	この約款に基づき当社が契約者にインターネット接続ゲートウェイとして提供する電気通信サービスの付加機能としてセキュリティ機能を提供するネットワークセキュリティサービス
⑫契約者イントラネット	契約者または第三者が管理する論理ネットワークであって、契約者が指定するもの。
⑬消費税等相当額	消費税等（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき課税される消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき課税される地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額に相当する額
⑭料金等	本サービスに関する料金、消費税額その他の債務
⑮管理用ID	本サービスの一部としてオンラインにより契約者の利用に供する管理者向けコントロールパネル（以下「コントロールパネル」といいます。）にログインし、利用するための識別符号

## 第2章 本サービス

### 第5条 本サービスの内容

本サービスは、セキュリティポリシーの策定からセキュリティ装置のレンタル・導入・運用・保守まで、インターネット接続におけるセキュリティを強化する機能を付加できるマネージドセキュリティサービスVSR、セキュリティ機能とVPN通信接続をセットにしたマネージドセキュリティサービスVMRであり、第2項に定めるセキュリティサービスおよび第3項に定める運用管理サービスから構成されます。なお、本サービスの内容の詳細については、当社が別途提示する仕様書に定めます。

2 当社は、本サービスのうち、セキュリティサービスにおいて、次に規定する機能を契約者に提供します。なお、当該機能のうち、（オプション）との表示があるものについては、契約者が当社所定の方法により選択した場合に限り、提供されます。

### VSR

セキュリティサービス	サービス・機能 概要
ルータ機能 （基本サービス）	コンピュータネットワークにおいて、2つ以上の異なるネットワーク間に中継する通信機能を提供するサービス
ファイアウォール （オプション）	パケットの送受信を制御し、外部および内部からのアクセス許可を必要最小限に抑える、セキュリティインシデントの回避を目的とした機能を提供するサービス
IDS （オプション）	不正侵入を検知システム。ファイアウォールの直前で作動し、より精細な分析を行うことで不正侵入行為を検知するサービス
ADS （オプション）	不正侵入防止システム。IDSで検知した不正侵入行為を行っている者からのパケットを全て拒否し、内部への侵入を防止するサービス
拠点間VPN （オプション）	128ビットの暗号化システムによりインターネット上に仮想的なプライベートネットワークを構築するサービス
リモートアクセスVPN （オプション）	遠隔地から暗号化されたVPN通信で拠点に接続する機能を提供するサービス
ロードバランサ （オプション）	負荷分散機能を提供するサービス。負荷分散先サーバのポート監視機能を持ち、サーバに障害が発生した場合に、そのサーバをサービスから自動的に切り離すよう動作させることが可能
ホットスタンバイ （オプション）	セキュリティ装置に障害が発生した際、自動的に予備機へ処理を引き継がせる機能を提供するサービス
URLフィルタ	業務に不要なサイト、情報漏洩やスパイウェアへの感染の恐れ

(オプション)	あるサイトの閲覧を制限する機能を提供するサービス
ウイルスプロテクション (オプション)	セキュリティ装置を通過するメール、WEBの通信に関し、ウイルスデータベースとのパターンマッチングによりウイルスを検知・排除する機能を提供するサービス
セカンドHQ (オプション)	ハブ拠点のダウン検知後、あらかじめ指定されたセカンドHQ拠点へ自動切替機能を提供するサービス
マルチホーミング (オプション)	1装置に2本のインターネット回線を接続し、回線冗長化を提供するサービス
LAN監視サービス (オプション)	VSRの配下のIPアドレスを持つ機器に対し、Ping監視と通知を行うサービス
月次マネージドセキュリティレポート (オプション)	トラフィック状況、防御状況、セキュリティアプライアンス設定情報、オプションサービスのお申し込み状況を月次レポートにて提供するサービス
コントロールパネルシステム (基本サービス)	システムの稼動状況及び現行設定情報を表示するシステムを提供するサービス

### VMR

セキュリティサービス	サービス・機能 概要
ルータ機能 (基本サービス)	コンピュータネットワークにおいて、2つ以上の異なるネットワーク間に中継する通信機能を提供するサービス
ファイアウォール (基本サービス)	パケットの送受信を制御し、外部および内部からのアクセス許可を必要最小限に抑える、セキュリティインシデントの回避を目的とした機能を提供するサービス
拠点間VPN (L3VPN) (基本サービス)	128ビットの暗号化システムによりインターネット上に仮想的なプライベートネットワークを構築するサービス
リモートアクセスVPN (基本サービス)	遠隔地から暗号化されたVPN通信で拠点に接続する機能を提供するサービス
URLフィルタ (基本サービス)	業務に不要なサイト、情報漏洩やスパイウェアへの感染の恐れのあるサイトの閲覧を制限する機能を提供するサービス
マルチホーミング (公開サーバ無し) (基本サービス)	1装置に2本のインターネット回線を接続し、回線冗長化を提供するサービス
コントロールパネルシステム (基本サービス)	システムの稼動状況及び現行設定情報を表示するシステムを提供するサービス
コールセンター (平日9時～18時) (基本サービス)	お問合せ他、障害時の連絡先としてサポート対応するサービス
死活監視	ルータの稼動状況をPing監視で確認するサービス
オンサイト保守 (平日9時～18時) (基本サービス)	ルータ故障時の機器交換対応サービス
24時間オンサイト保守 (オプション)	ルータ故障時の機器交換対応サービス

3 当社は、本サービスを正常に維持運用するため、本サービスのうち運用管理サービスを提供します。その概要は次の各号に定めるとおりとします。

- (1) セキュリティ装置を監視し、障害発生時に契約者に通知または連絡すること
- (2) セキュリティ装置のバージョンアップまたはパッチ適用

(3) 契約者からの依頼に基づく、セキュリティサービスの設定

(4) セキュリティ装置によるデータベースのアップデート

4 本サービス利用のための契約者のネットワーク（契約者イントラネットを含みます。）の設計のコンサルティング、またはシステムインテグレーションは本サービスの対象外とします。

#### 第6条（提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内とします。ただし、常時接続可能なインターネット環境を有していない地域を除きます。

#### 第7条（営業時間）

本サービスを利用できる時間は、1日24時間、1週7日とします。ただし、別途当社が定める本サービス用設備に係る保守の時間を除くものとします。

#### 第8条（本サービスの提供条件）

本サービスの提供に際して、次の各号に定める条件を満たす必要があり、契約者はこれを承諾します。

(1) 本サービスで使用するセキュリティ装置は、当社が契約者に貸与するものとし、設置、運用、設定は当社または提携先が行うこと。

(2) 契約者は当社または提携先が前号所定の設定を行うために実施するヒアリングに応じること（当社または提携先の定めるヒアリングシートに記入することを含みます。）

(3) 契約者は本サービス用システムと契約者イントラネットとの通信が行われる環境を契約者の費用と責任において用意および維持すること。

(4) 契約者はセキュリティ装置に割り当てるグローバル IPアドレスを契約者の費用と責任において用意および維持すること。

2 契約者は、前項第1号に定める場合のほか当社または提携先が本サービスの提供のために必要と判断する場合において、当社または提携先の従業員等が契約者の事業所内に立ち入ることを承諾するものとします。

3 契約者は、当社または提携先が第5条第3項所定の運用管理サービスを提供するときは、契約者におけるセキュリティ装置の設置場所において、当社または提携先の定める立ち会いを行うものとします。

4 契約者は、当社または提携先の行った第1項第1号所定の設定の変更を申請することができますが、当該申請は1暦月あたり4回を超えて行うことはできません。また、当該申請はコントロールパネルからのみ行うことができます。

5 契約者は、本サービスの提供にあたり、提携先が当社を介さずに契約者に対して直接に通知および連絡することがあることを承諾するものとします。

### 第3章 契約

#### 第9条（本サービス契約の申し込み）

本サービス契約の申し込みをする場合には、次の各号記載の事項を記載した当社所定の申込書を当社に提出していただきます。

(1) 会社名（商号または名称）および 会社住所（会社登記住所または本店所在地）

(2) 代表者名（申込者）、代表者の役職、住所、電話番号および電子メールアドレス

(3) 管理者の氏名、部署名、電子メールアドレス、電話番号および緊急連絡先電話番号

(4) 料金等の請求の連絡先担当者の氏名、部署名、住所、電話番号および電子メールアドレス

(5) 本サービスの利用開始希望年月日

(6) その他本サービス契約の申し込みの内容を特定するために必要な事項

2 申込書その他当社に提出していただく資料に、個人情報を記載する場合には、個人情報を当社に提供することについて本人の同意を得た上で記載するものとします。

#### 第10条（本サービス契約の申し込みの承諾）

本サービス契約は、前条の本サービス契約の申し込みを、当社が審査のうえ承諾したときに成立します。

2 当社は、次の各号の場合には、本サービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。

(1) 本サービス契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合

- (2) 本サービス契約の申し込みをした者が、料金等の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (3) 前各号に定めるほか、本サービス契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

#### 第11条（最低利用期間）

本サービスについては、最低利用期間があり、延長、終了申込みの期日があります。

2 前項の最低利用期間は、契約者による本サービスの利用開始日から起算して1年間とします。

3 契約者の責に帰すべき事由により、または契約者の都合により、前項に定める最低利用期間内に本サービス契約が解除または解約された場合、契約者は、最低利用期間の残余の期間に対応する料金等に相当する金額を、当社が別に定める方法および支払期日に従い、当社に一括して支払うものとします。

4 この約款の規定に従い本サービス契約が解約されない限り、本サービスは自動的に利用期間が延長されます。

#### 第12条（管理用ID）

当社は契約者に対し、本サービス契約の成立後直ちに、当社または提携先から管理用IDを交付します。契約者は、管理用IDを用いて、コントロールパネルにログインし、コントロールパネルを利用することができます。

2 契約者は、管理用IDを第三者に開示または漏洩してはならず、また、コントロールパネルを利用する以外の目的に利用してはならないものとします。

3 管理用IDの管理および使用は契約者の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用について、当社は一切その責を負わないものとします。

### 第4章 セキュリティ装置

#### 第13条（セキュリティ装置）

当社は契約者に対し、本サービス契約の成立後直ちに、当社または提携先からセキュリティ装置を送付します。

2 前項に従い送付されるセキュリティ装置は契約者に貸与されるものであり、譲渡されるものではありません。当該セキュリティ装置の所有権は、提携先に留保されます。

3 契約者は、セキュリティ装置を善良な管理者の注意を以て使用および保管するものとします。かかる使用および保管に要する費用は契約者の負担とします。

4 契約者は、当社から書面による承諾を事前に得ることなく、次の各号に定める行為をしてはなりません。

(1) セキュリティ装置を第三者に譲渡すること、および貸与すること

(2) セキュリティ装置の分解および改造

(3) セキュリティ装置の設置場所の変更

(4) セキュリティ装置に添付された当社または提携先の所有権を明示する標識、調整済みの標識等の除去、改ざん、および汚損

(5) セキュリティ装置に質権、抵当権または譲渡担保権その他一切の権利を設定すること

5 契約者は、セキュリティ装置が他者からの強制執行その他の法律的または事実的な侵害を蒙らないようにこれを保全するとともに、仮にそのような事態が発生した場合は、直ちにこれを当社に通知し、かつ速やかにその事態の解消を図らなければなりません。

6 前項の場合において、当社または提携先がセキュリティ装置の保全のために必要な措置をとった場合、契約者は、当該措置に要した費用を負担するものとします。

7 契約者は、契約者の責に帰すべき事由によりセキュリティ装置の設置、保管または使用によって第三者に与えた損害について、これを賠償するものとし、当社および提携先は何らの責任も負わないものとします。

8 契約者が故意又は重大な過失により、セキュリティ装置を滅失（修理不能な状態にすること、セキュリティ装置についての当社または提携先の所有権を侵害することを含み、以下同様とします。）、毀損（セキュリティ装置についての当社または提携先の所有権に制限をきたす行為を含み、以下同様とします。）または汚損した場合は、契約者は当社に対して、代替のセキュリティ装置（新品）の購

入代価相当金額またはセキュリティ装置の修理代相当金額を当社の別途定めるところに従い支払わなければなりません。

9 契約者は、セキュリティ装置の全部または一部を構成するソフトウェア製品（以下「ソフトウェア」といいます。）に関して次の行為をしてはなりません。

- (1) 有償、無償を問わずソフトウェアを第三者に譲渡または貸与すること
- (2) 有償、無償を問わず第三者に対してソフトウェアの再使用权を設定または許諾すること
- (3) ソフトウェアを複製または改変すること
- (4) ソフトウェアをセキュリティ装置以外において使用すること

10 契約者は、本サービス契約が解除によりその他理由を問わず終了した場合は、当該終了から7日以内にセキュリティ装置を当社の指定する場所に送付して返還するものとします。当該返還に要する費用は契約者の負担とします。

11 前項の場合において契約者が自己の責めに帰すべき事由によりセキュリティ装置を返還しないとき（紛失させたために返還できないときを含みます。）または滅失もしくは毀損した状態で返還したときは、契約者は、損害賠償として、第8項に定める金額を当社の定める方法および支払期日に従い当社に支払うものとします。

12 契約者が当社に対してセキュリティ装置を返還すべき場合において、契約者がその返還を遅延したときは、第10項所定の返還期限の翌日から返還の完了した日までの日数に応じて、この約款所定の本サービスの月額料金を日割りして算出した額を、損害賠償金として当社の定める方法および支払期日に従い当社に支払うものとします。

13 契約者は、次の各号の場合には、当社に対して遅滞なく通知するものとします。

- (1) セキュリティ装置の修理を要する場合
- (2) セキュリティ装置について権利を主張する者がある場合

#### 第14条（セキュリティ装置の修理または復旧等）

当社は、セキュリティ装置に障害が生じたまたは当該セキュリティ装置が滅失したことを知ったときは、速やかに当該セキュリティ装置を修理もしくは復旧し、または新たなセキュリティ装置と交換します。この場合において、その全部を修理または復旧できないときは、第30条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、公共性の高い順位に従って修理または復旧します。

2 本条第1項の滅失について前条の適用がある場合は、前条の規定が本条第1項の規定に重ねて適用されます。

## 第5章 権利の譲渡および承継等

#### 第15条（権利の譲渡）

契約者は、本サービス契約上の地位または本サービス契約により生じる権利（本サービスの提供を受ける権利を含みます。）および義務を第三者に譲渡、売買、名義変更、承継、質権その他担保に供する等の行為をすることができません。

2 当社は、料金等の回収代行業務を第三者に委託する場合には、当社が契約者から料金等（延滞利息を含みます。）の支払を受ける権利の全部または一部を、当該第三者に譲渡することができるものとします。また、当社は、当該業務を委託した第三者に譲渡した当該債権の全部または一部について、かかる譲渡を取消し、または再譲渡を受けることができるものとします。契約者は、かかる譲渡、取り消し、または再譲渡を承諾するものとします。なお、契約者は、当該譲渡に際し、当該権利に関する抗弁を当該第三者に対して主張しないものとし、また、当該再譲渡に際し、当該権利に関する抗弁を当社に対して主張しないものとします。

#### 第16条（契約者の地位の承継）

相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて承継の日から30日以内に当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した場合も同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取

り扱います。

## 第6章 契約の変更

### 第17条 (契約事項の変更等)

契約者は、第9条に従い当社に提出した申込書の記載事項に変更がある場合、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届けるものとします。

2 前項の場合において、当社は、その届出があった事実を証明する書類を契約者に提示していただくことがあります。

3 契約者は、次の各号の変更を希望する場合は、当社所定の方法により当社に申し込むものとします。

(1) 選択する本サービス（基本サービス、オプション）の種別の変更

(2) 前号のほか、料金等その他本サービス契約の条件に影響を与えるおそれのある事項の変更

4 当社は、前項の変更申込があった場合、第10条の規定に準じて取扱います。

5 当社は、前項の規定により変更申込を承諾した場合、5営業日以内に対応するものとし、当該当社による変更の対応が完了した日の属する月から新たな料金等を適用するものとします。

## 第7章 利用停止および契約の解除等

### 第18条 (提供停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間、何らの責任も負うことなく、当該契約者に対する本サービスの提供を停止することができます。

(1) 本サービス契約に関して当社に虚偽の事項を通知した（第9条第1項に従い申込書に記載して当社に提出したことを含みます。）ことが判明した場合

(2) 支払期日を経過してもなお料金等を支払わない場合

(3) 第31条（契約者の義務）または第32条（著作権等）第2項の規定に違反した場合

(4) 当社、提携先および当社の委託先の問い合わせ窓口等へ、正当な事由もなく長時間の電話をしたり、同様の繰り返し電話を過度に行ったり、または不当な義務等を強要したり、威嚇等をもって嫌がらせ、恐喝もしくは脅迫に類する行為をしたりすることで、当社、提携先および当社の委託先の業務に著しく支障をきたした場合

(5) 解散、廃業若しくは合併をし、または清算に入った場合

(6) 監督官庁より営業停止処分または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合

(7) 仮差押、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立てを受け、または民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは破産手続開始の申立てを受け、または民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始もしくは特別清算の開始の申立てを自ら行った場合

(8) 支払停止、支払不能等の事由を生じた場合

(9) 手形、小切手について不渡り処分を受け、または金融機関から取引停止処分を受けた場合、もしくは租税滞納処分を受けた場合

(10) 当社が契約者に対する債権保全上必要と認めた場合

(11) 前各号の他この約款上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止をするときは、あらかじめその理由、提供を停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第19条 (当社が行う契約の解除)

当社は、前条の規定により本サービスの提供を停止をされた契約者が、当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なお当該利用停止の原因となった事由を解消しない場合は、当社所定の方法により当該契約者に通知することにより、その本サービス契約を解除することができるものとします。

2 当社は、契約者が前条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合において、当該利用停止の原因となった事

由が当社の業務の遂行に支障をおよぼすと当社が判断したときは、前条の規定にかかわらず、本サービスの提供を停止をしないで、当社所定の方法により通知することにより、本サービス契約を直ちに解除することができるものとします。

3 前条第1項および前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が前条第1項(5)号乃至(10)号所定の事由に該当した場合には、何らの通知または催告を要することなく、かつ、本サービスの提供の停止の手順をふむことなく、本サービス契約を直ちに解除することができるものとします。

4 前3項の規定により本サービス契約が解除その他の事由により終了した場合、契約者は、本サービスの利用に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、当社から契約者に対する通知または催告を要せず残存債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。

5 本サービスは、当社が提携先の提供するサービスを利用して契約者に提供するものであり、当該サービスの利用に関する当社と提携先との契約が理由の如何を問わず終了した場合には、本サービス契約も当該終了と同時に終了するものとし、当社は、かかる終了に起因して契約者に損害が生じたとしても一切の責任を負いません。

#### 第20条 (契約者が行う解除)

契約者は、本サービス契約を解除しようとするときは、解除を希望する日の2カ月までに当社所定の方法により当社に通知することにより本サービス契約を解除することができます。

2 第11条所定の最低利用期間の終了前に前項に従い本サービス契約が解除された場合には、契約者は第11条第3項に規定される支払いを要します。

3 前2項の場合において、本サービスの利用中に生じた契約者の一切の債務は、本サービス契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

#### 第21条 (本サービスの変更、追加または廃止)

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができるものとします。この場合、第2条の規定を準用するものとします。

2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

### 第8章 料金等

#### 第22条 (料金等)

料金等の体系は、次のとおりとします。

(1) 初期費用

(2) 月額料金

2 料金等の具体的な金額は、別紙の料金表によるものとします。

3 契約者は、セキュリティ装置の使用可否にかかわらず、料金等を支払わなければなりません。

#### 第23条 (料金等の計算方法および支払方法)

契約者は当社に対し、初期費用として別紙所定の金額およびこれに対応する消費税等相当額を、当社が発行する請求書に基づき、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。

2 契約者は当社に対し、本サービスの利用開始日から本サービス契約の解除その他の終了があった日までの期間の各月について、月額料金として別紙所定の金額を次項以下の規定に従い支払うものとします。

3 当社は契約者に対し、前項の各月に係る月額料金およびこれに対応する消費税等相当額を、当該各月の20日(ただし、当該各月のうち最初の月については当該20日または本サービスの利用開始日のいずれか遅い方とし、および、当該各月のうち最後の月については当該20日または本サービス契約の終了日のいずれか早い方とします。)までに、当該各月に係る月額料金の報告とともに、当社所定の書面にて請求するものとし、契約者は当社に対し、当該書面を受領した月の翌月末日までに、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により当該請求金額を支払うものとします。

4 本条第2項の期間において、第18条の規定により本サービスの提供停止があった場合または第29条の規定により本サービスの提供中止があった場合には、契約者は、その利用停止または利用中止の期間中の月額料金の支払を要します。

5 本サービスの内容変更等により月額料金の金額が増加または減少するときは、増加後または減少後の月額料金は、かかる増加または減少があった日から適用します。

6 前5項の規定にかかわらず、当社は、料金等について、その全部または一部の支払時期を変更することがあります。

7 本サービスの利用開始日が月の初日以外の日であった場合、当該利用開始日が属する月の月額料金については日割計算を行います。本サービス契約が終了した日が月の末日以外の日であった場合は、当該終了した日が属する月の月額料金について日割計算を行いません。

#### 第24条（端数処理）

当社は、前条における消費税等相当額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

2 当社は、前項に定める場合を除き、料金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第25条（振込手数料）

料金等の口座振込に係る銀行手数料およびこれに対応する消費税等相当額は、契約者がこれを負担するものとします。

#### 第26条（延滞利息）

当社は、料金等（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者からの支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求することができます。

2 当社は、前項の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### 第9章 損害賠償

#### 第27条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により契約者に対してその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該不提供に起因して生じた損害について当該契約者からの賠償請求に応じます。ただし、契約者が損害賠償を請求し得ることとなった日から3カ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、契約者は、その権利を失うものとします。

2 前項の場合における損害賠償の範囲は、前項の本サービスの不提供の直接的結果として契約者に現実に発生した通常損害とし、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である場合に限り）に対応する当該本サービスに係る第22条所定の月額料金に相当する額に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲内であつ、その総額は、月額料金1カ月分相当額に、これに対応する消費税等相当額を加算した額を限度とします。

3 本条第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは本条第2項の規定は適用しません。

4 当社は、当社が本サービス用通信回線の提供を受ける電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合、当社が当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を契約者すべてに対する損害賠償の限度額とし、かつ、第1項に定める本サービスの不提供の直接的結果として契約者に現実に発生した通常損害に限り賠償請求に応じるものとします。

5 天災、事変その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責を負わないものとします。

#### 第28条（免責および保証の限定）

当社は、前条の場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害（その法律上の請求原因の如何を問いません。）について、その損害を賠償する責を負いません。

2 本サービスの利用に当たり、契約者が第三者の著作権、著作者人格権、産業財産権その他の権利を侵害しているとして第三者から当社または提携先に対し警告、請求または訴訟の提起がなされるなど第三者と当社または提携先との間で紛争が生じた場合には、契約者は、自らの費用と責任において当該紛争を防御および解決するものとし、当社を免責するものとします。万一当該紛争に起因して当社または提携先に損害が発生した場合、契約者は、これを賠償する責を負うものとします。

3 当社は、本サービスおよびその提供に関して、次の各号の事項についての保証を含め、何らの保証もするものではありません。

- (1)セキュリティ装置に全く故障が発生しないこと。
- (2)全ての侵入、攻撃、ウィルス、スパムを検知すること。
- (3)不正アクセスが全く発生しないこと。
- (4) Webフィルタリングがクライアントからのアクセスを完全に制限すること。
- (5) 本サービスが特定の目的に適合すること。
- (6) 本サービスが第三者の著作権、著作者人格権、産業財産権その他の権利を侵害しないこと

4 契約者は、本サービスで提供される監視結果に記載される情報が契約者の設備の安全性を保証するものではないことを承諾するものとします。監視結果を基に契約者が契約者の設備の改善や機器の購入等を行う場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

5 契約者が、本サービスを利用中に、通信環境を変更しようとする場合には、事前に当社に対し連絡し、許可を得るものとします。許可なく行われた通信環境の変更に起因する本サービスの中断、停止について当社は一切の責任を負わないものとします。

6 本サービスは契約者を保護するために常に通信を監視するサービスであることに鑑み、契約者の通信速度の低下等が発生する場合があることにつき、契約者はあらかじめ了承するものとします。

## 第10章 本サービスの提供中止

### 第29条（提供中止）

当社は、次の各号の場合には、何らの責任も負うことなく、契約者に対する本サービスの提供を中止することができます。

- (1) 本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
- (2) 次条の規定により、通信利用の制限がある場合
- (3) 当社または提携先が本サービス用通信回線の提供を受ける電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合
- (4)天災事変その他不可抗力により、本サービスを提供することが困難な場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第30条（通信利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、本サービスの提供を中止または停止する措置をとることができます。

## 第11章 雑則

### 第31条（契約者の義務）

契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定める行為をしないものとします。

- (1) 本サービスにより利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為
- (2) ウィルス等の有害なコンピュータプログラムまたは情報等を送信、掲載または書込む行為
- (3) 他の契約者の管理用IDを不正に取得もしくは使用し、または他の契約者もしくは自己の管理用IDを不正に他の契約者もしくは第三者に使用させる行為

- (4) 他の契約者、当社、提携先または第三者の著作権、商標権もしくはその他の知的財産権を侵害する行為
- (5) 他の契約者、当社、提携先もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、または特定の地域を名指しする等の方法により他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を傷つけるような行為
- (6) 他の契約者、当社、提携先もしくは第三者の財産またはプライバシーもしくは肖像権等を侵害する行為
- (7) 詐欺、規制薬物の濫用または売買、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為
- (8) 違法に賭博・ギャンブルを行い、またはこれを勧誘する行為
- (9) けん銃等の譲渡、公文書偽造、殺人、脅迫等の違法行為を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
- (10) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (11) 他の契約者もしくは第三者に対し無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信する行為、または他の契約者もしくは第三者が嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール等）を送信する行為、一時に大量の電子メールを送信する等により他の契約者、当社もしくは第三者の電子メールの送受信に支障をきたす行為、または特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）に違反する行為（以下まとめて「迷惑メール等送信行為」といいます。）
- (12) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待または若年者にとって不相当もしくは有害な内容の画像、映像、音声、文書または情報等を送信、掲載または書込む行為、またはインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に違反する行為
- (13) 契約者もしくは第三者の設備等または本サービス用設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える行為
- (14) 選挙運動、選挙の事前運動またはこれに類似する行為
- (15) 人の尊厳を著しく損なう情報（歴史的、学術的価値を有するものを除く）、人の殺人現場の写真等残酷な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく憎悪感を抱かせる情報、事実と反する情報または意味のない情報を不特定多数の者にあてて送信、掲載または書込む行為
- (16) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれにある自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (17) その他法令に違反しまたは公序良俗に反する行為
- (18) その他本サービスの運営を妨げるような行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- (20) その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為

2 契約者は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一本サービスの利用に関連し他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者または第三者から何らかの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、当該契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。万一当該請求または訴訟に起因して当社または提携先に損害が発生した場合、契約者は、これを賠償する責を負うものとします。

### 第32条（著作権等）

本サービスを通じて当社が提供する情報に関する著作権その他の知的財産権は、当社または当該情報に関する正当な権原を有する権利者（提携先を含みます。）に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本サービスの著作権その他の知的財産権は、当社に帰属するものとします。

2 契約者は、本サービスを利用することにより得られる一切の情報を、本サービスを利用するために必要な場合を除き、当社または当該情報に関し正当な権利を有する者（提携先を含みます。）の事前の許諾なしに、複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等をその方法のいかんを問わず自ら行ってはならず、および第三者をして行わせてはならないものとします。

### 第33条（秘密保持および個人情報の保護）

本条においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1)「代表者等」とは、第9条、第16条および第17条にそれぞれ定める申し込みまたは届け出に際し当社に登録された情報により識別することができる代表者その他の特定の個人（他の情報と容易に照合することができ、それにより識別することができることとなる代表者その他の特定の個人を含みません。）のうち、管理者を除く者をいいます。

(2)「契約者等」とは、管理者および代表者等をいいます。

(3)「契約者等の個人情報」とは、契約者等に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号その他の記述等（記述、番号、記号その他の符号等をいい、本条第3項各号に定めるものを含みます。）により特定の契約者等を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の契約者等を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。

(4)「当社知得の契約者等の個人情報」とは、契約者等の個人情報のうち以下のものをいいます。

①第9条、第16条および第17条にそれぞれ定める申し込みまたは届け出に際し当社に登録された情報

②第1条第2項に定める諸規定に基づき当社に登録された情報

③上記①および②の他、本サービスの提供に関連して当社が知得した情報

2 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者、管理者、代表者等の通信の秘密を事業法第4条に基づき保護し、第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、裁判所の発する令状その他裁判所の判断または法令に従い開示する場合にはこの限りではありません。

3 契約者は、当社が、当社知得の契約者等の個人情報のうち次の第1号乃至第5号の各号に定めるものを、当該各号に定めるその利用（第三者への提供を含みます。）の目的（以下「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲内で取扱うことに同意するものとします。

(1)契約者との間において本サービスの提供に伴い必要となる認証、運用業務、料金等の請求、与信管理、ならびに料金等の変更および本サービスの変更、追加または廃止に係る通知をするため、管理用ID、氏名、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、会社名、部門名、住所、性別、生年月日、通信履歴、アカウント情報（料金等の支払方法に関する情報をいいます。）、本サービス契約情報（契約の種類、申込日、契約成立日、回線の種別・状況・名義人その他の本サービス契約の内容に関する情報をいいます。）を利用すること（第15条第2項により権利の譲渡が行われることに伴い必要となる措置を権利の譲受人に対してとることを含みます。）

(2)本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、契約者が請求または購入した資料、サンプル・試供品、景品および商品等の配送その他の提供をするため、氏名、管理用ID、住所、および電話番号等を利用すること

(3)本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、契約者からの請求、問合せおよび苦情に対する対応、出張サポート、または連絡をするため、氏名、管理用ID、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、通信履歴を利用すること

(4)本サービス契約の解除もしくは終了に伴う契約者の退会処理のため、管理用ID、通信履歴、およびその他当該契約者の退会処理に必要な情報等を当該契約者の退会後も当社所定の期間利用すること

(5)裁判所の発する令状その他裁判所の判断または法令に従い契約者等の個人情報を開示するため、当該契約者等の個人情報を利用すること

4 第1条第2項に定める諸規定に契約者等の個人情報に関する利用目的その他の取扱いの定めがある場合において、当該取扱いの定めに基づき新たな契約者等の個人情報の登録があるときは、当該新たな契約者等の個人情報に関し、当該取扱いの定めとともに前項の規定が、重ねて適用されるものとします。この場合において、当社知得の契約者等の個人情報のうち当該新たな契約者等の個人情報を除くものに関しても、当該取扱いの定めとともに前項の規定が重ねて適用されるものとします。なお、当該取扱いの定めは、当該諸規定の主題に関する限りで適用されるものとします。

5 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第1項に従った開示請求があった場合、前3項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。また、当社は、社団法人電気通信事業者協会、社団法人テレコムサービス協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会および社団法人日本ケーブルテレビ連盟による平成17年10月付での策定に係る「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」（その変更を含みます。）に従った照会があった場合または平成19年2月付けでの策定に係る「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」（その変更を含みます。）に従った開示請求があった場合、本条第2項の規定にかかわらず、当該照会または開示請求の範囲内で情報を開示することがあります。

6 当社は、第3項、第4項および前項前段の場合において、契約者等の個人情報を適切に管理するよ

うに契約により義務付けた業務委託先に対し、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、当該契約者等の個人情報等を委託することができるものとします。

#### 第34条（反社会的勢力の排除）

契約者は当社に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

- (1) 契約者またはその役職員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」と総称します。）に属すること
  - (2) 反社会的勢力が契約者の経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (3) 反社会的勢力が契約者の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (4) 契約者またはその役職員が反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (5) 契約者またはその役職員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - (6) 契約者またはその役職員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 契約者は当社に対し、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し、保証します。
    - (1) 暴力的な要求行為
    - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為
    - (4) 風説の流布、偽計もしくは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
    - (5) その他前各号に準ずる行為
  - 3 当社は、契約者が前2項の表明保証に反することが認められると判断した場合には、当該契約者に対し、催告その他の手続を要することなく、利用契約を解除することができるものとします。
  - 4 当社は、本条の規定により利用契約を解除した場合、契約者に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要せず、また、当該解除により当社に損害が生じたときは、契約者にその損害の賠償を請求することができるものとします。

#### 第35条（輸出管理）

契約者は、日本国政府または関連するその他の国の政府から必要な許可を得ることなく、本サービスを利用して技術または技術情報を日本国外に送信等してはならず、および、日本国の非居住者に対して送信等してはなりません。

#### 第36条（準拠法）

この約款に関する準拠法としては、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

#### 第37条（合意管轄）

契約者、管理者または第33条第1項第1号に定める代表者等と当社との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附 則

この約款は、2020年6月30日から実施します。